

令和六年六月二十八日受領
答弁第一七三号

内閣衆質二二三第一七三号

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員神津たけし君提出令和六年度介護報酬改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員神津たけし君提出令和六年度介護報酬改定に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和六年三月六日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「今回の介護報酬改定においては、この訪問介護の基本報酬、これは引き下げていますが、一方で、この処遇改善の加算措置、これは他の介護サービスと比べて高い加算率、これを設定しています。さらに、中山間地域等で継続的にサービスを提供している事業者への加算、また認知症に関連する加算、これらを充実することによって、この訪問介護、これ改定全体としてはプラスの改定にしたと認識をしています。したがって、地方包括ケアシステムの構築を推進し、住み慣れた地域でできるだけ暮らしていただく、こうした考え方を進めるに当たって、そしてそのために在宅サービスを整備していく、こういった方向性との関係において、今回の措置は矛盾するものではないと考えています」と答弁しているとおりである。

二について

御指摘の「厚生労働省は・・・と説明しているが、そうであるならば基本報酬を引き下げる必要はなかったのではないか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「基本報酬を引き下げ、処遇改善加算

を増やすこととした」ことについては、令和六年三月二十六日の参議院予算委員会において、武見厚生労働大臣が「今般の介護報酬改定においては、介護保険制度全体のバランスを取って財源の配分を行う必要がある中で、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進める観点から、訪問介護については、基本報酬の見直しを行いつつ、処遇改善加算については他の介護サービスよりもより高い加算率を設定することとしております。また、訪問介護については、介護の他サービスと比べても給与費の割合が高く、人手が確保できなければ経営の維持、拡大が特に難しい事業であると認識をしております。その一方で、訪問介護は、他のサービスと比べて処遇改善加算の取得状況は全体としては低い傾向にございます。その意味で、まず訪問介護員の処遇改善を行い、人材の確保、定着を図っていくことが訪問介護員の方の暮らしの安定はもとより、訪問介護事業所の安定的な運営のためにも重要であると考えました」と答弁しているとおりで、御指摘のように「基本報酬の水準を維持しても職員の処遇改善には必ずしもつながらないとの考えがあった」わけではない。

三について

「報酬改定の根拠となる調査の精度については、経営の実態がより一層反映されるものとなるよう不断

の改善が必要」との御指摘については、令和六年三月二十二日の参議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣が「訪問介護を含む介護サービスの介護報酬について、・・・介護事業経営実態調査によりサービス類型ごとの収支差率を把握をして、介護事業所の経営状況を十分踏まえながら、社会保障審議会の意見を聞いた上で報酬改定を実施しております。ただし、平均的な収支差率のみならず、訪問介護については、委員御指摘のような延べ訪問回数、それから地域区分、それから同一建物減算を算定されているか否かに関わる事業所の収支差率についても介護事業経営実態調査等で把握をしつつ、社会保障審議会にお示しし、そして議論をした上できめ細かく対応はしてきております」と答弁しているところであるところ、お尋ねの「次期改定に向けてどのような見直しを検討していくのか」については、同年五月二十九日の衆議院厚生労働委員会において、同大臣が「次期報酬改定に向けた経営の実態調査に当たりましたは、・・・介護報酬については、介護事業経営実態調査を適切に実施しつつ、経営情報の見える化の取組を併せて進めていく、こうした対応を的確に実施してまいりたいというふうに思っています」と答弁しているところであり、引き続き、適切な経営状況の把握に努めていくとともに、不断の見直しを行ってまいりたい。

四について

介護サービス事業所等の人件費に関しては、介護サービス情報の公表制度において、令和六年度から、原則、介護サービス事業所等の財務状況の公表を求めることとするにより、当該事業所等における人件費について把握できることとなり、また、当該財務状況の公表と併せて、当該事業者等の判断により職員の賃金を公表できることとしているところ、まずは、当該制度を着実に実施することが重要であると考えており、現時点では、御指摘のような「仕組みを設けるべき」とは考えていない。

五について

お尋ねについては、令和六年四月八日の参議院決算委員会において、政府参考人が「規模や立地、それからサービス提供体制など、訪問介護事業所を取り巻く実態は様々でございます。そうしたものを、今回の報酬改定においてもそうした実態を踏まえたためり張りのある対応を加減算、加算、減算の仕組みを活用して行っております。具体的に申し上げますと、中山間地域など、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し事業運営が非効率にならざるを得ない場合があることから、利用者へ継続的なサービスを行っていることについて新たに評価の対象とするなど、中山間地域や離島などに配慮した報酬設定を行っております」と答弁しているとおりであり、御指摘の「過疎地域の在宅介護を支える訪問介護ヘルパー

の労働実態」も踏まえて、令和六年度介護報酬改定を行ったものと考えている。

六について

お尋ねについては、令和六年六月十一日の閣議後記者会見において、武見厚生労働大臣が「今後、今般の介護報酬改定の影響等について、介護事業経営実態調査をはじめ各種調査等を通じて利用者や事業者の状況の把握を行うこととしています。・・・厚生労働省としては、最も課題となっている介護人材の確保・定着に向けて処遇改善加算の取得促進に全力をつくすとともに、各種調査等の結果も踏まえて、加算取得に向けた更なる工夫や、魅力発信等について必要な取組を進め、地域で必要な介護サービスが安心して受けられる体制をつくっていききたいと思えます」と述べているとおりである。